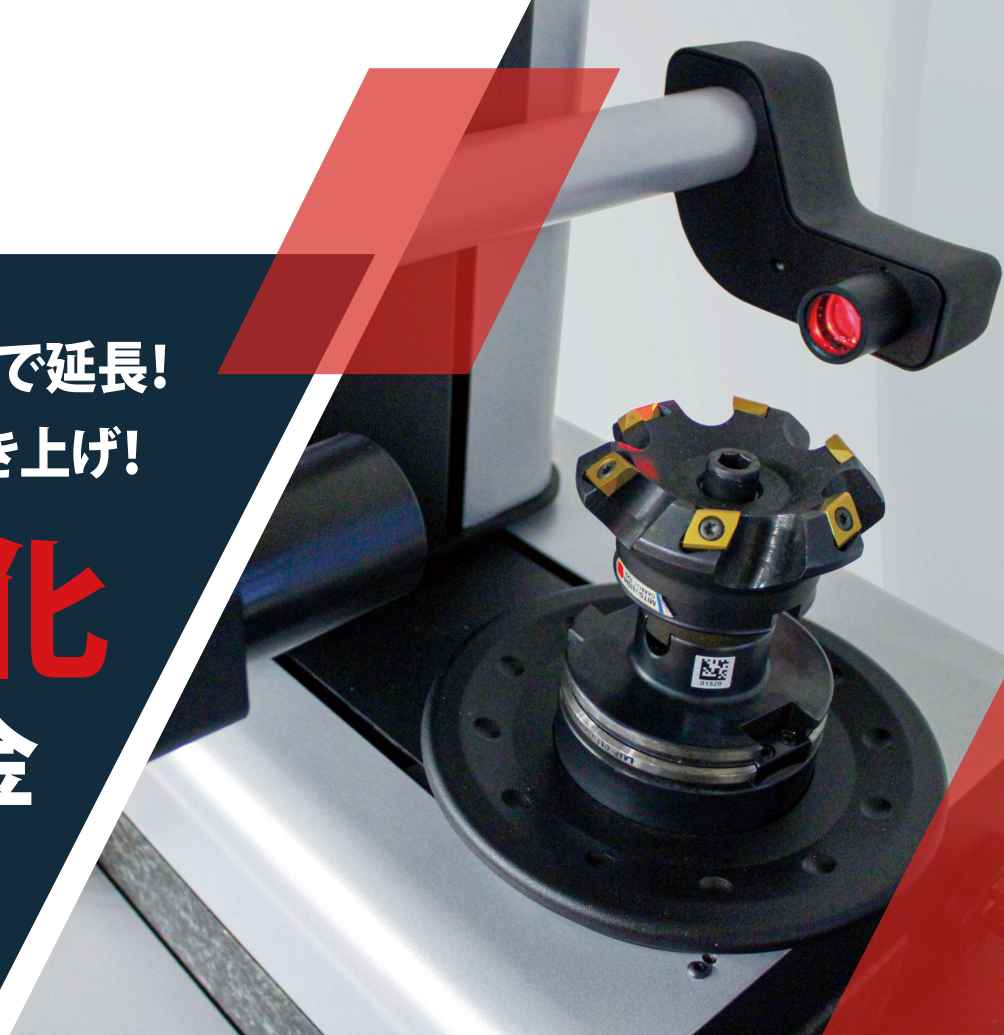


NIKKEN

申請期間が来年3月まで延長!
補助上限額も大幅引き上げ!

中小企業 **省力化**
投資補助金
(カタログ注文型)



2026年3月19日(木)より「カタログ注文型」の制度が改定されました!

中小企業省力化投資補助金(カタログ注文型)制度が、2026年3月19日より改定されますのでご案内させていただきます。今回の制度改定点は、補助上限額の変更・公募期間の延長・申請要件の追加などです。詳しくは裏面をご覧ください。

カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 **1,500** 万円



日研ツールプリセット最新機種が最大**半額**で購入のチャンス!

日研ツールプリセット
New ラインナップ

E46CX

E46CA/E46BA

E346BV

Specification

	E46			E346
	CX	CA	BA	BV
最大 工具長 mm	φ400			φ360
最大 工具径 mm	600			460
横幅 mm	1176	1136	958	
高さ mm	1935			974
奥行 mm	568			443
質量 kg	230			105
WiFi	○			—
LAN	1ポート			
USB	4ポート			
エア圧	0.5 - 0.7Mpa			
電源	AC100V - 230V			

21.5inch Full HD
タッチスクリーンモニタ



- ワンタッチ3軸オートプリセット対応
- X軸、Z軸モータドライブ
- 自動回転スピンドル
- 複合多段ボーリングバー測定対応
- マルチカット測定対応
- メカニカルクランプ機構

21.5inch Full HD
タッチスクリーンモニタ
(※E46BAは15.6inch)



(※写真はE46CA)

- 自動回転スピンドル
- マルチカット測定対応
- メカニカルクランプ機構
- スピンドル認識システムSP-ID
- CADデータ (DXF) 読込機能
(E46CAはDXF作成機能にも対応)

15.6inch Full HD
タッチスクリーンモニタ



- バキュームクランプ機構
- 複合加工機に最適な機械原点
複数登録機能(新搭載)
- ワンタッチ操作が可能な空圧式
スピンドルブレーキ(新搭載)
- CADデータ (DXF) 読込機能

詳しい情報はこちらからご確認ください。

日研ツールプリセット
総合カタログ



「中小企業省力化投資補助金」とは？

中小企業省力化投資補助金は、中小企業等の人手不足解消につながる「省力化製品」導入費用の一部を補助する補助金です。補助率は1/2、補助上限額は従業員数によって異なります。また、補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合、補助金の上限額が引き上げられます。

■「カタログ注文型」補助金対象となる事業は？

人手不足の中小企業の皆様が、省力化製品をカタログから選んで導入し、「労働生産性年平均成長率3%向上」を販売事業者様と共同で目指す事業計画に取り組むものが対象となります。

■「カタログ注文型」補助金対象となる製品は？

補助金対象は「製品カタログ」に登録された省力化製品です。このカタログから、自社の課題・業種・業務プロセスにあった製品をお選びいただき、販売事業者と共同で申請いただきます。

製品カタログは
公式WEBサイトで
確認できます



「カタログ注文型」が選ばれる 3つの理由

スピーディな審査!

1 随時公募

他の補助金とは異なり、申請を行うと随時審査が実施されます。そのため、申請から交付決定まで最短1ヶ月というスピーディな対応が期待できます。

フレキシブルな対応!

2 賃上要件 必須ではない

賃上げ要件は必須条件ではありません。ただし、賃上げの条件を満たした場合は補助上限額がさらに引上げになる仕組みとなっています。

通りやすい!

3 高採択率

「省力化製品」としてカタログ登録される際には厳しい審査が行われているため、登録済み製品を導入した省力化投資に関しては採択されやすい傾向があります。

制度改定

補助上限額が引き上げ! 申請期間が来年3月まで延長!

■ 補助上限額の引き上げ

		改定前		改定後	
従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円	500万円	750万円
6~20名		500万円	750万円	750万円	1,000万円
21名以上		1,000万円	1,500万円	1,000万円	1,500万円

■ 申請受付期間の延長

改定前	2026年9月末頃まで	→	改定後	2027年3月末頃まで
-----	-------------	---	-----	-------------

■ 「大幅な賃上げ」の定義見直し (大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの賃上げ特例を受ける場合)

改定前	45円以上増加させる	→	改定後	3.0%*以上増加させる
-----	------------	---	-----	--------------

*日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%

■ 収益納付の撤廃

■ 累計補助上限額見直し (2回目以降の交付申請において)

2回目以降の交付申請では、各申請時に定まる補助上限額を2倍にした額を1事業者あたりの累計補助上限額とし、前回までの累計交付額を差し引いた額を上限に申請ができるようになりました。詳しくは公式WEBサイトをご覧ください。